

武蔵野市緑化に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野しみどりの保護育成と緑化推進に関する条例施行規則（昭和60年8月武蔵野市規則第27号）第2条に規定する緑化に関する基準及び緑化指導の手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定する面積をいう。
- (2) 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- (3) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表に真上から投影した部分の面積をいう。
- (4) 高木 植栽時に高さ3メートル以上で、成木時に5メートル以上となる樹木をいう。
- (5) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の木本性ツル植物をいう。
- (6) 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の草本性植物をいう。
- (7) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ等の植物をいう。
- (8) 屋上 建築物及び工作物の陸屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいう。
- (9) 壁面 建築物及び工作物の外壁部分をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定（次項の規定を除く。）は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為（国又は地方公共団体が行うものを含む。）で、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号）第2条第1項第7号に規定する開発事業に該当しないものに適用する。

- 2 敷地面積が200平方メートル未満の建築行為についても、この要綱を参考にできる限り緑化に努めるものとする。

(計画書の提出)

第4条 前条第1項に規定する建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長に緑化計画書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長、樹高を記入したもの）及び植栽樹木一覧表（第2号様式）を添付するものとする。

(完了報告書の提出)

第5条 事業者は、緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書（第3号様式）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了写真を添付するものとする。

(緑化の基準)

第6条 事業者は、敷地面積の20パーセント以上の緑化面積を確保しなければならない。この場合、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積又は樹冠面積の合計面積とする。ただし、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。

- (1) 高木 その樹高の10分の7を直径とする面積。ただし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする面積
 - (2) 生垣 接道部の生垣については、その延長に1.2を乗じて得た面積。それ以外の生垣については、その延長に0.6を乗じて得た面積
 - (3) 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積
 - (4) 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積
 - (5) 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象に、その駐車場面積に0.5を乗じて得た面積
- 2 前項の規定にかかわらず、住宅施設以外の建築行為については、前項の緑化面積を確保するよう努めるものとする（国又は地方公共団体が行う事業を除く。）。)
 - 3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状、その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。